

看護休暇取扱要領の制定について

平成 7 年 3 月 31 日
例規（警）第 20 号
警 察 本 部 長

〔沿革〕 平成 14 年 3 月例規（警）第 32 号 平成 18 年 5 月例規（警）第 22 号
平成 21 年 8 月例規（警）第 34 号 平成 24 年 12 月例規（警）第 54 号

各部長・参事官・所属長

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年千葉県条例第 1 号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年千葉県人事委員会規則第 2 号）の制定に伴い、看護休暇取扱要領の制定について（平成 6 年例規（警）第 19 号）の全部を改正し、平成 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので、職員に周知するとともに、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

看護休暇取扱要領

1 看護休暇の要件

- (1) 看護休暇は、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えるものとする。
- (2) 要看護者の範囲
 - ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - イ 2 親等以内の親族
 - ウ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母
 - エ 配偶者の父母の配偶者であって、職員と同居しているもの
 - オ 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子であって、職員と同居しているもの

2 看護休暇の期間及び態様

- (1) 看護休暇は、職員が看護に当たることが必要と認めるときは、当該職員に対し、要看護者 1 人につき通算して 3 年を超えない範囲内で、要看護者が看護を必要とする一の継続する状態ごとに一の期間（やむを得ないと認めるときは、二又は三の期間）において、あらかじめ、休暇とする日又は時間を特定して、次に掲げるいずれかの態様で与えるものとする。
 - ア 1 日を単位とするもの（以下「1 日単位の看護休暇」という。）
 - イ 30 分を単位とし、一日を通じて 4 時間を限度とするもの（以下「30 分単位の看護休暇」という。）
 - ウ ア及びイを併用するもの

(2) 「休暇とする日又は時間を特定する」とは、アの態様の場合には休暇とする日を、イ及びウの場合には休暇とする日及び時間を特定するものとする。

(3) 看護休暇は、2 週間以上連続した期間を必要とする場合に与えられるものであるが、承認を受けている看護休暇に引き続いて同一の要看護者が看護を必要とする一の継続する状態について看護休暇を与える場合には 2 週間を超える期間を要しない。ただし、引き続く期間について与える場合でも、新たな看護休暇が与えられたものとみなす。

3 看護休暇の手續及び職務復帰

(1) 看護休暇の承認を受けようとする職員は、看護休暇承認申請書（別記第 1 号様式）に看護休暇承認（申請）期間表（別記第 2 号様式）を添付して所属長に提出すること。

なお、看護休暇の申請に当たっては、看護休暇が必要な期間についてあらか

じめ包括的に申請すること。

- (2) 所属長は、職員から前記の申請書が提出されたときは、速やかに職員と要看護者との関係、看護の必要性及び休暇の期間等を確認の上、適当と認められる場合は看護休暇承認（申請）期間表の「承認印」欄に押印し、承認すること。

なお、申請書の内容からは、負傷、疾病又は老齢による看護であることが明らかでなく、所属長が休暇承認の適否を判断できない場合は、医師の診断書又は要看護者の疾病等の状況を客観的に判断できる国、都道府県及び市町村が発行する証明書等の写しの提出を求めることができる。

（例）

- ア ねたきり老人福祉手当
- イ 重度認知症老人介護手当
- ウ 老人ホームヘルプサービス事業
- エ 老人短期入所運営事業
- オ 老人デイサービス事業
- カ 特別障害者手当
- キ 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当
- ク 障害児福祉手当
- ケ 特別障害児童扶養手当
- コ 重度心身障害児福祉手当
- サ 療育手帳

- (3) 看護休暇を取得中の職員が態様を変更しようとする場合又は休暇の日及び時間を変更しようとする場合には、あらかじめ看護休暇承認（申請）期間表に必要な事項を記入し、押印の上、所属長に申請すること。

- (4) 所属長は、前記により提出された変更の内容が適当と認められる場合には、当該休暇承認（申請）期間表に押印し、承認するものとする。

- (5) 看護休暇の期間の延長をしようとする場合には、新たな看護休暇の申請として、看護休暇承認（申請）期間表を添付し、看護休暇承認申請書を所属長に提出すること。

- (6) 所属長は、看護休暇を承認した場合又は看護休暇の変更を承認した場合には、速やかに看護休暇承認申請書及び看護休暇承認（申請）期間表の写しを警務部長宛てに提出すること。

- (7) 6月を超える看護休暇を取得している職員は、所属長から求められた場合のほか、6月ごとに、所属長に看護の状況を書面により報告すること。

- (8) 所属長は、前(7)により報告があった場合は、看護の状況が記載された書面の写しを警務部長宛てに提出すること。

- (9) 看護休暇を与えられた職員は、休暇期間が満了したときは、期間満了の日の翌日から職務に復帰しなければならない。

- (10) 看護休暇を取得中の職員が、休暇を承認された期間内に休暇を終了しようとするときは、看護休暇承認（申請）期間表に申請を取り下げる日及び時間を記入、押印の上、所属長に申請すること。

- (11) 所属長は、職員が看護休暇の期間が満了した場合又は承認期間内に休暇を終了した場合には、看護休暇終了報告書（別記第3号様式）に次の書面の写しを添付し、警務部長宛てに提出すること。

- ア 看護休暇承認（申請）期間表
- イ 当該休暇期間中の勤務整理簿

4 看護休暇の給与の取扱い

- (1) 看護休暇の期間については、職員の給与に関する条例（昭和 27 年千葉県条例第 50 号）第 15 条の規定により給与を減額する。
- (2) 減額される給与以外の手当については、それぞれの規定に基づき支給する。
- (3) 昇給に当たっては、看護休暇の期間は昇給延伸及び復職時調整の対象期間とする。
- (4) 期末手当は、基準日が看護休暇中であっても支給する。ただし、基準日以前 6 か月以内の期間の全期間を看護休暇の承認を受けて勤務しなかった場合は支給しない。

なお、期末手当の算定に当たっては、看護休暇の期間は在職期間から除算しない。

- (5) 勤勉手当は、基準日に看護休暇中であっても支給する。

なお、勤勉手当の算定に当たっては、看護休暇の期間から週休日等を除いた日数が 30 日を超える場合は、全期間を勤務時間から除算する。

- (6) 退職手当の算定に当たっては、看護休暇の期間を在職期間から除算しない。

5 地方職員共済組合の休業手当金

看護休暇については、服務上承認を得た休暇であることから、地方公務員等共済組合法第 70 条の規定による「欠勤」に当たらず、休業手当金の支給要件には該当しない。

6 勤務整理簿及び休暇等整理簿上の記載方法

- (1) 看護休暇中の勤務整理簿への記載方法は、次により行うこと。

ア 1 日単位の看護休暇の場合

看護休暇中の日付欄に「横線」を引き、その上部に「看護」と表示すること。

イ 30 分単位の看護休暇の場合

勤務整理簿の日付欄に「カ」と表示するとともに、その右側に時間数を記入すること。

- (2) 看護休暇中の休暇等整理簿への記載方法は、欠勤欄に看護休暇又は看護時間の期間及び日数（看護時間については時間数を含む。）を記入し、日数の右側に「看護」と表示すること。この場合、7 時間 45 分をもって 1 日と算出し、当該日数及び時間数を記入すること。

7 運用上の留意事項

- (1) この休暇は、要看護者の入院、在宅の別を問わず与えることができる。
- (2) 「職員が看護に当たることが必要」とは、当該職員が現に看護に当たることが必要である場合をいい、当該職員の他に看護に当たる者が存在する場合も含む。
- (3) 「やむを得ない」とは、申請時には予期し得なかった事情の発生により、職員が再度看護に当たることが必要となった場合をいう。
- (4) 「期間」とは、休暇を取得する始期から終期までの間（週休日等、看護休暇を取得していない日を含む。）をいい、「3 年を超えない範囲内」とは、1 人の要看護者の看護のために取得した看護休暇の期間を通算したものが 3 年を超えないことをいう。

なお、期間の通算においては、時間単位で看護休暇を取得した日も 1 日の看護休暇を取得したのものとして積算すること。

- (5) 「看護を必要とする一の継続する状態」とは、疾病の有無、疾病の種類、疾病の重複あるいは先天性か後天性であるにかかわらず、要看護者が、何らかの理由により 1 人では日常生活が営めない状態が引き続く状態をいう。具体的に例示すると、次のような場合は、

一の継続する状態に該当する。

ア 同じ疾病が慢性化し、回復と悪化を繰り返している場合で、回復状態がごく短期間のものであるとき。

イ 単一の病気から複数の病気となった場合で、看護を必要とする状態が引き続いているとき。

ウ 老齢の者が繰り返し発病している場合

エ 疾病罹患後に後遺症により引き続いて看護を要する状態となった場合

オ 異なる疾病が連続しており、看護を必要とする状態が引き続いている場合

(6) 1日単位の看護休暇及び30分単位の看護休暇の承認を受けようとする日が連続しない場合にも申請することができる。

(7) 1回の申請の中で1日単位の看護休暇と30分単位の看護休暇を併用することができる。

(8) 所属長は、職員に1日単位の看護休暇を承認した場合は、日々雇用職員（日々雇用職員の取扱いに関する訓令（平成2年本部訓令第5号）第2条に規定する日々雇用職員をいう。）の雇用について警務部警務課長と協議することができる。

以下様式省略